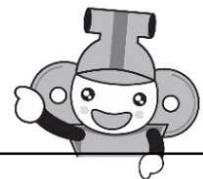


## マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込について

マイナンバーカード（個人番号カード）は健康保険証として利用できます。現在は、専用のカードリーダーを設置している一部の医療機関・薬局に限られていますが、利用できる医療機関等は順次増えていく予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申込が必要となりますので、次のとおり手続についてご案内します。

マイナンバーカードを取得していない方は、早めに取得するようにしましょう。既にマイナンバーカードを取得済みの方は、同封の「個人番号カード交付申請書（白紙）」の提出は不要です。

行き違いで、既に申込がお済みの場合は、ご容赦ください。



### 申込に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

### 申込方法1 スマートフォンで申込

スマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）またはパソコンとICカードリーダーをお持ちの方は、別添のリーフレットに掲載しているQRコードからアプリ「マイナポータルAP」をインストールして手続してください。

### 申込方法2 セブン銀行のATMで申込

全国のセブン銀行ATMから申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMで手続してください。セブン銀行ATMの設置場所は、セブン銀行ホームページでご確認ください。

### 申込方法3 本庄市役所・アスピアこだまで申込

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン等をお持ちでない方でも申込ができるよう、本庄市では、次のとおり申込の支援を行っています。

- ・受付場所：①市役所本庁舎の市民ホールのマイナンバーカード交付窓口  
②アスピアこだま・支所市民福祉課のマイナンバーカード交付窓口
- ・開設時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）
- ・所要時間：1人当たり3分程度

※混雑時は、待ち時間が発生する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

### 申込方法4 医療機関・薬局で申込

専用のカードリーダーが設置されている医療機関等でも申込できますが、対応可能な医療機関等がまだ少ない状況ですので、申込方法1～3による手続をお勧めします。



## 従来の健康保険証が利用できなく なるわけではありません！



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、専用のカードリーダーが設置されている医療機関等に限られます。利用可能となる時期は、医療機関等によって異なります。専用のカードリーダーが設置されていない医療機関等では、引き続き健康保険証が必要ですのでご注意ください。マイナンバーカードで受診可能な医療機関等は、厚生労働省のホームページや別添のリーフレットに掲載しているQRコードからご確認ください。

※おおむね令和5年3月末までにすべての医療機関等で利用可能となるように進められています。



### マイナポイント第2弾について

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込をした方（既に利用申込が済んだ方も含みます。）には、7,500円相当のマイナポイントが付与されます。ポイント付与の開始時期など最新の情報は、総務省のホームページをご確認ください。

### ～ マイナンバーカードを取得していない方へ ～

既に郵送されている個人番号通知書または個人番号の通知カードと個人番号カード交付申請書をもとに申請していただきます。郵送による申請やオンライン申請が可能です。詳しい申請方法は、本庄市のホームページをご確認ください。申請してからカードができあがるまで1か月程度かかります。

個人番号カード交付申請書が見当たらなくなってしまった方は、市役所の窓口で発行する個人番号カード交付申請書をご利用ください。

※ご自身の個人番号がわかる場合は、同封の個人番号カード交付申請書（白紙）に記入し、郵送申請することもできます。複数必要な場合は、コピーしてご利用ください。

申請方法等マイナンバーについてのお問合せはこちらへ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※受付時間等は、別添リーフレットをご確認ください。

#### 【この通知に関するお問合せ先】

健康保険証に関すること : 本庄市役所 保険課 0495-25-1116

マイナンバーカードに関すること : 本庄市役所 市民課 0495-25-1246